

# 九重町建設工事成績評定試行要領

平成23年 4月 1日  
九重町告示第 15号

## (目的)

第1条 この要領は、九重町が発注する建設工事成績の評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めるとともに、厳正かつ的確な評定を実施することにより、受注者の適正な選定及び指導育成並びに建設産業の健全な発展を図ることを目的とする。

## (評定の対象工事)

第2条 評定の対象とする工事は、一件の設計金額が250万円を超える工事とする。

## (評定者)

第3条 評定を行うもの（以下「評定者」という。）は九重町建設工事監督検査規程（以下「検査規程」という。）第2条に定める検査員及び監督員とする。

## (評定の方法)

第4条 評定は、監督、検査その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

- 2 評定の結果は、工事成績評定表（以下「評定表」という。）に記録しなければならない。
- 3 工事成績の評定は、工事成績採点表に（以下「採点表」という。）により行わなければならない。
- 4 受注者から、工事における高度技術、創意工夫、社会性等、施工及び管理についての実施状況を示す資料が提出された場合又は監督員の指示により工事の施工及び管理についての実施状況を示す資料が提出され、若しくは提示された場合は、これららを評価の対象とすることができる。
- 5 評定表及び採点表は別に定める。

## (評定の時期)

第5条 評定を行う時期は、監督員にあつては工事が完成したとき、検査員にあつては完成検査及び出来形検査を完了したときに行う。

## (評定表の提出)

第6条 評定者は、評定を行ったときは、遅滞なく総務課の確認を受け、契約担当者（財務規則第2条第6項に規定する契約担当者をいう。以下同じ。）に報告しなければならない。

## (評価の基準)

第7条 評価の基準は、工事成績表定表の評定点合計により、次のとおりとする。

- |          |             |
|----------|-------------|
| (1) 特に優秀 | 90点以上100点以下 |
| (2) 優 秀  | 80点以上90点未満  |
| (3) 良 好  | 70点以上80点未満  |

- (4) 普通 60点以上70点未満
- (5) やや不良 50点以上60点未満
- (6) 不良 50点未満

(評定結果等の通知)

第8条 契約担当者は、評定者から評定表の提出があったときは、当該工事の受注者に対して、工事成績評定点通知書(様式第1号)により評定の結果を通知するものとする。

- 2 契約担当者は、前項の通知をした後、評定を修正する必要があると認めたときは、評定の修正を行い、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第9条 前条に規定する通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日以内に契約担当者に対して書面により評価の内容について説明を求めることができる。

- 2 契約担当者は、前項の規定により説明を求められたときは、工事成績評定点に係る説明書(様式第2号)により回答するものとする。

(帳簿の整備)

第10条 契約担当者は、工事成績の評定について経過を明らかにするため、評定表その他必要な書類を整備しておかなければならない。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成24年6月25日告示第56号)

この告示は、平成24年10月1日から施行する。

様式第 1 号

年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名

殿

契約担当者  
九重町長

工事成績評定点通知書

貴社が受注した工事について、九重町建設工事成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内にその疑問の旨を付した書面により、当職に対して説明を求めることができます。

記

1. 工事名 年度 工事  
(路線河川・対象施設名、工事場所等) (発注業種： 工事)
2. 工期 自 年 月 日 至 年 月 日
3. 完成検査年月日 年 月 日
4. 評定点 点  
(4. 修正評定点)

様式第2号

年 月 日

商号又は名称  
代表者氏名

殿

契約担当者  
九重町長

工事成績評定点に係る説明書（回答）

年 月 日付けで貴社から説明を求められた評定の内容について、下記  
のとおり回答します。

記

1. 工事名

年度

工事

2. 疑問に対する回答